

平成23年11月20日執行

南会津郡選挙区

福島県議会議員一般選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

復興 南会津郡 飛躍

これからも全力で頑張ります

- 原発事故の早期収束と原子力災害対策の推進
- 新潟・会津豪雨により被災した公共土木施設、農地や農業用施設の早期復旧
- JR只見線・磐越西線の早期復旧
- 東日本大震災による風評被害賠償実施の強力な要望
- 大型観光キャンペーン等による風評被害対策の推進
- へき地医療の充実と南会津病院の整備拡充
- 地域医療連携ネットワークシステム導入事業の推進
- 要介護者等のいる世帯への支援
- 地域高規格道路「会津縦貫南道路」の整備促進
- 一般国道289号八十里越の整備促進
- 地域産業の六次化の推進
- 高冷地農業経営(高付加価値型農業等)の確立
- 中小企業・地場産業の育成
- 定住二地域居住促進での地域づくり(空き家等のデータベース化)
- 過疎地域自立促進事業の支援
- ふくしまっ子体験活動応援事業の推進

継続は 大きな力なり!!

しっかり取り組みました

- 甲子トンネル(下郷・西郷間)開通
- 積入山トンネル(田島・昭和間)開通
- 唐沢トンネル(木賊・湯ノ花間)開通
- 新中山トンネル(館岩・田島間)着工
- へき地医療等医師確保体制の確立
- 南会津病院の充実(皮膚科・眼科・神経精神科・泌尿器科の開設)
- 朝日診療所遠隔医療支援システムの設置
- 郡内各地の高齢者施設と障がい者施設・事業所の開設
- ふくしま復興特別資金の創設(融資枠1千億円)
- 中小企業等復旧・復興支援事業(新潟・会津豪雨被害)の創設
- 経営体育成基盤整備事業(倉橋地区、中朝日地区)の推進
- 経営構造対策事業・南郷トマト選果場の充実
- 県立南会津高校・只見高校の35人学級の実現
- 南会津学習サポート事業の推進
- 中高一貫教育の推進
- 南会津警察署の新築



わたなべ
渡部 かつひろ
51歳

履歴
一九六〇年生まれ
明治大学政経学部卒
県議会いのち・人権問題対策特別委員長
東日本大震災復興対策特別委員会第一副委員長



無所属
星 公正
58歳

○主な経歴

- 一、昭和五十七年十二月(株)星組 代表取締役
- 二、平成三年二月 (社)前橋林業土木協会理事
- 三、平成十三年四月 (社)福島県建設業協会理事
- 四、平成十七年四月 (社)同建設業協会山口支部長
- 五、平成二十三年三月(株)星組 取締役会長

南会津郡に元氣と活力を

平成二十三年三月十一日、日本中を震撼させる未曾有の災害が発生し、多くの方々がお亡くなりになられ心からお見舞い申し上げます。

当、南会津郡でも、七月のゲリラ豪雨により西部地区では大きな被害となりました。

被災された方々の今後の生活に対する心労は、計り知れないものがあり、早急に対策を講じなければなりません。

まず、郡民の声を多く聞く機会を設け、行政としての役割と地域住民の役割を明確にし、双方の理解と英知を持ちながら、「元氣とやる気を持った」、豊かな思いやりのある南会津づくりに取り組みます。

復興に向けて

災害は、技術力で避けようとしても避けられるものではありません。

災害があった場合は、早期に生活基盤の確立を図り、安心して生活ができるよう生活環境の整備が必要です。

この、生活環境を整備するにあたっては、行政まかせでなく郡内住民の声を聞き、その地域性に合ったものでなければなりません。

行政としては、慎重に議論を重ね、積雪寒冷地である南会津郡の進む道を確認して行く責任は大きなものがあります。

まず、原発の事故による風評被害の払拭、郡内災害の早期復旧等を緊急に進め、住んで良かったと言われる南会津郡づくりに全身全霊を傾けて取り組む覚悟であります。

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って直接、投票箱に投票します
不在者投票：(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

①投票用紙等を請求する

・「不在者投票請求書・宣誓書」を、住民票のある市町村選挙管理委員会に郵送してください。
・様式は、県選挙管理委員会ホームページからダウンロードできます。

②投票用紙等を受け取る

・【注意】受け取った投票用紙への事前記入等はいしないでください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

・滞在地(避難先)の市区町村から住民票のある市町村に投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。
候補者等が選挙公報をホームページに掲載することや印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。

平成23年11月20日執行

南会津郡選挙区

福島県議会議員一般選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

県議会議員選挙 投票日11月20日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう！！

避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間／ 11月11日(金)～11月19日(土)

■時 間／ 8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページ、福島県モバイル県庁に県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

選挙が行われていない福島県外の市区町村で不在者投票を行う場合、不在者投票のできる時間は執務時間内（一般的には平日の8:30から17:00まで）となりますので、ご注意ください。

■場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って直接、投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票：



①投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。



②投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。



③滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

詳しくは、県選挙管理委員会又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま写真にとり、印刷したものです。

候補者等が選挙公報をホームページに掲載することや印刷して頒布すること等は、選挙運動用文書図画の規制等の規定に抵触するおそれがあります。